

湧水の衛生管理マニュアル

長野県生活環境部水環境課

飲用実態のある湧水で、管理者（法人・個人を問わず、湧水を管理するための設備の設置、周辺の清掃、水質検査等湧水又は湧水場所を管理する意思のある者）がいる場合、管理者が湧水及び湧水場所を管理する際の指針とする。

1 管理者による日常的・定期的な衛生管理

(1) 湧水周辺・飲用場所の清掃及び衛生、安全の確認

水を汲むコップ等を置いている場合は、清潔なものが確認のうえ、汚れている場合には洗浄、破損している場合には交換する。

湧水周辺部の衛生、安全の確認（廃棄物、落石等）

(2) 飲用場所における水質の確認（色、濁り、臭い、味、異物）

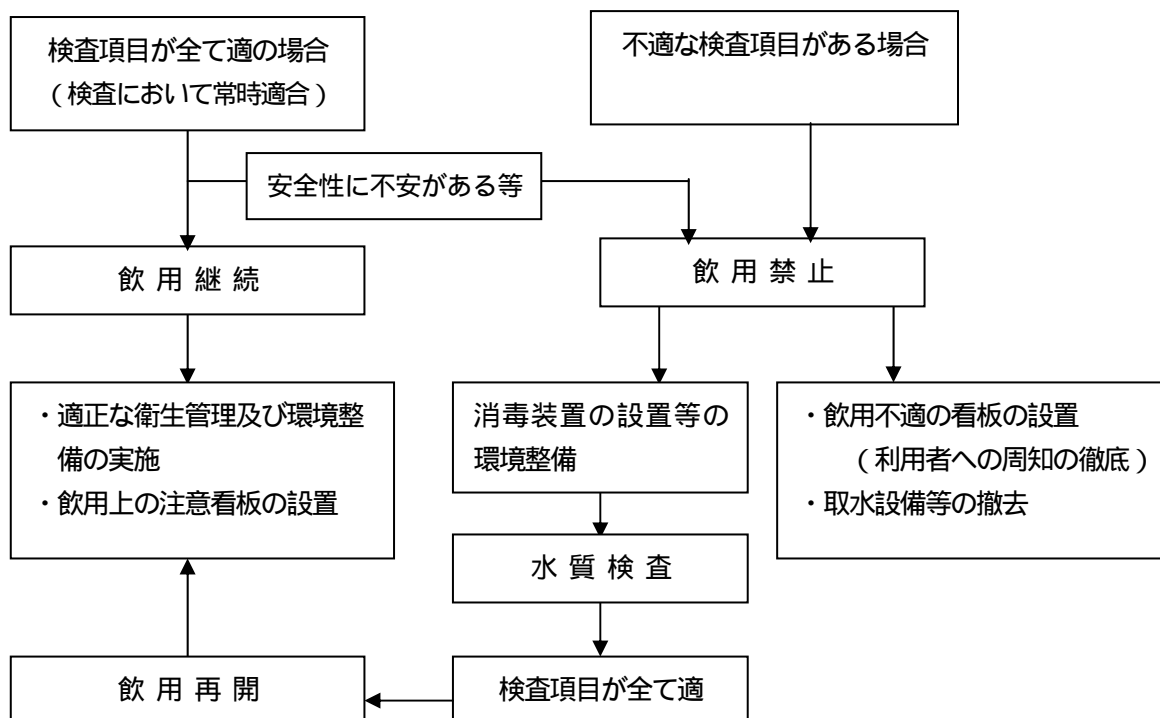
(3) 取水設備により取水している場合は、取水設備の設備点検

(4) 消毒装置を使用している場合は、消毒装置の定期点検を行い、正常に稼動していない場合には、飲用利用者に注意を呼びかけるとともに修理の実施

(5) 湧水の水質を検査する場合は、水道法に準じた水質基準項目の検査の実施

2 水質検査結果を踏まえた衛生管理の実施

管理者は実施した水質検査結果を評価して、次のような対策を講じる。



3 衛生管理のための環境整備の実施

(1) 管理者は、一層の衛生確保を図る必要がある場合は以下のような環境整備を実施する。

<主な内容>

- ・塩素消毒装置、殺菌装置の設置
- ・水源からの取水管や取水柵の整備
- ・取水施設周辺や飲用場所の整備等
- ・水源付近にみだりに立ち入りできないような柵等の設置
- ・看板の設置（記載例は別紙のとおり）

(2) 環境整備については、周辺環境を含めて総合的に判断することが必要なことから、関係機関と十分協議する。

4 汚染が発生した場合又は発生するおそれがある場合の対応

(1) 飲用場所への立ち入り禁止及び飲用中止の旨を速やかに利用者へ周知する。

管理者は、看板等の掲示により利用者に周知する。

看板記載例

注 意	
この水は汚染のおそれがあるため、安全性が確認されるまでは飲まないください。	
年 月 日	
管理者	連絡先 -

(2) 給水の停止ができる場合は、給水の停止をする。

(3) 管理者は関係行政機関（市町村、保健所、警察署等）へ連絡を行う。

(4) 臨時の水質検査の実施

5 飲用実態がない場合の対応

管理者は必要に応じて水質検査を実施し、飲用が不適の場合は、飲用できない旨の看板等を設置し、利用者に周知する。

6 利用者に対する情報提供の実施

水質検査結果、検査状況や飲用上の注意事項について、利用者に対し看板等により広く周知する。

<看板記載例>

現況等に応じて他の表現を加えることは可。

(例：故事来歴等の紹介、「マナーを守りましょう。」等の啓発文)

管理者が水質検査を実施している場合は、直近の水質検査結果及び検査年月日を併せて掲示することが望ましい。

○検査項目が全て適の場合

おねがい		
この水は自然に湧き出ている水ですが、飲用については各自の責任で行ってください。		
管理者	連絡先	-

おねがい		
この水は消毒されていないので、生水での飲用はしないでください。		
管理者	連絡先	-

○不適な項目がある場合

おねがい		
この水は、生水での飲用はしないでください。		
管理者	連絡先	-

おねがい		
この水は、飲料水ではありません。		
管理者	連絡先	-

おねがい		
この水は飲用しないでください。		
管理者	連絡先	-

おねがい		
この水は御手洗水です。 (飲用以外の用途を特定する)		
管理者	連絡先	-